

# \ 今からでも間に合う！ /

## 電子帳簿保存法改正のポイント

- 電子帳簿保存法の概要について知りたい方
- どの書類が電子保存を義務化されたのか知りたい方
- 電子保存する際の注意事項を知りたい方

～令和4年1月1日から施行開始されました～

令和4年1月1日の電子帳簿保存法改正により、電子化要件が大きく緩和されるとともに電子取引のデータ保存が義務化されました。メールやWEBで受領した領収書や請求書を電子保存するなど、事業所が対応する範囲は広く、早急な対応が必要となります。

本セミナーでは、電子帳簿保存法の概要や電子取引の保存要件等についてのポイント等を分かりやすく解説いたします。



### ● 講師 ●

小川宗彦税理士・行政書士事務所

小川 宗彦 氏

#### プロフィール

士業は「サービス業」との考えに基づき、経営者の資金繰りに着目し、各企業に応じた事業計画書作成を手掛け、財務と組織の仕組み作りを得意としている。それらの実績が評価され、経営革新等支援機関に認定される。また、年間60講演をこなすなど、商工会・商工会議所等の経営者・財務担当者向けのセミナー講演では、自らの事例を用いた説明に多くの参加者がその分かり易さに引き込まれ、リピーターが存在する。このほか、プレゼンテーションスキルに定評がある。

## 講演 内容

- ・ 電子帳簿保存法とは
- ・ 電子帳簿保存法改正のポイント
- ・ 令和5年12月31日まで設けられた猶予期間について
- ・ 電子帳簿保存法の課題と対策 など

日時

令和4年2月3日(木) 10:00～12:00

会場

草津商工会議所(キラリ工草津)会議室 (草津市大路2丁目1-35)

受講料

無料

定員

30名

申込方法

下記申込書にご記入の上、FAXもしくは窓口にてお申込みください。

お問合せ

草津商工会議所 中小企業相談所

草津市大路2丁目1-35 TEL 077-564-5201 FAX 077-569-5692

### 「電子帳簿保存法改正のポイント」申込書 (FAX 077-569-5692)

事業所名		業種	
氏名			
所在地	〒	TEL	
		MAIL	

※メールアドレスをご記入の方は、本セミナーに関する連絡に利用する他、当所から配信しているメールマガジンに登録いたします。申込多数の場合、1社あたり1名限りのご受講をお願いする場合があります。